

京都あぐり便り Kyoto Agri Letter

2026.03.03 vol.94

TOPIC

今月の表紙

寒さが厳しい2月、まだ他の花が眠る頃にいち早く黄色く可憐な花を咲かせる「蠟梅（ロウバイ）」。

蠟細工のような花びらと、甘く濃厚な香りでお私たちを楽しませてくれる冬の代表的な芳香花木です。

★現場だより「近畿農政局「ディスカバー農山漁村（むら）宝」（第9回）ビジネス・イノベーション部門に選定された株式会社 Muroji-farm（京都府舞鶴市）に選定証を授与しました」

★近畿農政局「消費者の部屋」展示のご案内

★～最近の各種統計情報の公表について～

★近畿農政局京都府拠点からのお知らせ

特集

食料システム法の概要

近畿農政局京都府拠点



食料システム法の概要

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律



【食料システム法制定の目的】

令和7年6月11日、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律が成立し、同月18日に公布されました。

これにより、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食料システム法）に基づき、合理的な費用を考慮した価格形成と食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体的に推進し、食料の持続的な供給ができる食料システムを確立します。

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難に。

食料安全保障の確保を図る観点から、新たな「食料システム法」を制定。

食料システム法の第1の柱

～合理的な費用を考慮した価格形成～

持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を進め、コストを下回る価格での取引を抑止

合理的な費用を考慮した価格形成の実現

食料システム法の第2の柱

～食品産業の持続的な発展～

国産原材料の活用や環境負荷の抑制等に取り組む食品産業の事業者への支援

食品の付加価値の向上

消費者の理解を得ながら、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現

【第1の柱:合理的な費用を考慮した価格形成】（令和8年4月1日より開始）

今回の改正のポイント

- ① 食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る**努力義務**が課されます。
- ② 努力義務に対応した行動規範として、農林水産大臣が**判断基準**を定め、これに基づき、大臣による**指導・助言等の措置**が講じられます。
- ③ 農林水産大臣が**指定した品目**について、**大臣が認定した団体**が**コスト指標**を作成します。
- ④ こうした措置により、食品等の取引において費用の考慮を促し、**コスト割れを抑止**することが本法案の目的です。

注目ポイント① 事業者の努力義務

食料全般を対象に以下の2つの努力義務が課されます。

- ① 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、**協議の申出**がされた場合、**誠実に協議**
- ② 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する**取組の提案**があった場合の**検討・協力**

取引当事者間で①②の努力義務を通じ
実質的かつ**誠実な協議**等を促進

農林水産大臣が「**食品等取引実態調査**」を実施。

（令和7年10月1日より開始）

必要に応じて、**指導・助言**または**勧告・公表**。

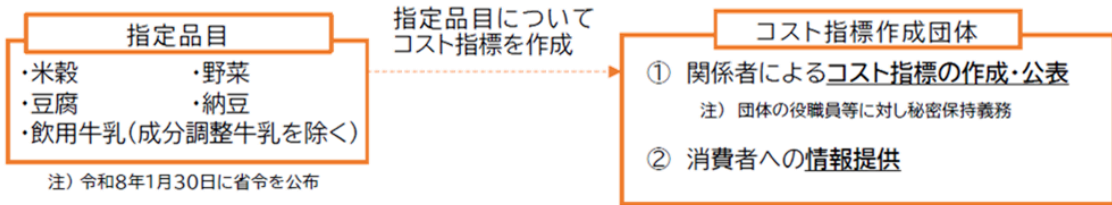
注）不公正な取引方法に該当する場合は、公正取引委員会に通知。



次ページへ続く

注目ポイント② コスト指標の作成・活用

農林水産大臣が指定した品目について、団体がコスト指標の作成・公表を行い、コスト指標を活用した制度の運用を行います。



【第2の柱:食品産業の持続的な発展】(新たな計画認定制度)(令和7年10月1日より開始)

今回の改正のポイント

- ① 食品産業の事業者が、生産者との安定的な取引関係の確立などの取組を行う計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、各種支援・特例措置を受けることが可能です。
- ② こうした支援措置により、事業者の取組を後押しし、食品産業の持続的な発展を図ることが本法案の目的です。

制度の対象とスキーム

- ① 食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者の皆様が対象となります。
- ② 以下の4つのうちいずれかの取組を行う計画が認定対象です。

<p>01 生産者との安定的な取引関係の確立</p> <p>🔍 取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな産地との原材料調達に関する契約の締結 ・ 農林漁業者への出資 	<p>02 流通の合理化</p> <p>🔍 取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働生産性向上のための設備の導入 ・ 新規需要先開拓のための新たな事業所の整備
<p>03 環境負荷の低減</p> <p>🔍 取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の製造過程における食品ロスの削減 ・ 食品廃棄物の利活用 	<p>04 消費者に選ばれるための情報提供</p> <p>🔍 取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品のサステナビリティ情報の消費者への発信 ・ 食品のコスト構造の見える化

🔍 01~04のための 技術の研究開発 や 事業再編 も、認定の対象となります。

- 🔍 取組事例
- ・ 資源循環に対応した食品容器包装の開発(研究開発)
 - ・ 地元農家から主に原材料を調達する豆腐製造業者の株式取得(事業再編)



認定による主なメリット

資金調達支援	<ul style="list-style-type: none"> 🏢 中小企業者に対する長期・低利の融資 🔒 融資を受ける際の債務保証
税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> 📄 中小企業の設備投資に対する税制優遇 🌱 脱炭素化に向けた投資に対する税制優遇
研究開発	🔬 農研機構の所有する研究開発設備の利用

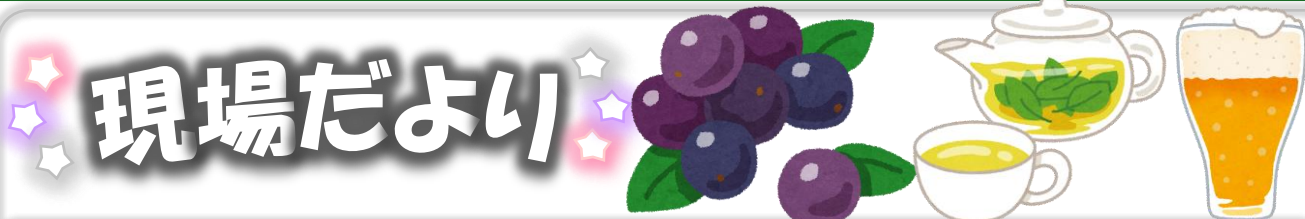


【ウェブサイトアドレス】

「食料システム法」近畿農政局ウェブサイト
https://www.maff.go.jp/kinki/seisan/syokuhin/syokuhin_sangyou/syokuryo_systemho/system.html

【お問合せ先】

近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課 代表：075-451-9161ダイヤルイン：075-414-9024



近畿農政局「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」(第9回)ビジネス・イノベーション部門に選定された株式会社Muroji-farm (京都府舞鶴市)に選定証を授与しました。

この度、近畿農政局「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」(第9回)として、団体7地区及び個人1名を選定しました。京都府からはビジネス・イノベーション部門に株式会社Muroji-farmを選定し、令和8年1月14日(水曜日)に、Blueberry valley Maizuru(舞鶴市室牛)にて選定証授与式を開催しました。

株式会社Muroji-farmの取組

株式会社Muroji-farmは、高齢化が著しい限界集落において、地域の魅力向上や発信、関係人口の増加を図るため、観光農園Blueberry valley Maizuruをオープンし、40品種600本のブルーベリー狩りとハーブ園・健康志向の農園カフェを核とした体験型農園の運営をしています。

また、健康に配慮したメニューの展開や地元のビール醸造企業との協働によるクラフトビールの発売、さらには就農や田舎暮らしを希望する参画者をつなぐ拠点として発展させることを目指して取り組んでいます。

これらの取組は、地域資源の活用、6次産業化、交流の促進、所得・雇用の増大や関係人口の創出等、地域活性化に寄与するものであると評価されました。

★ブルーベリーバレーまいづる|ブルーベリー狩り|京都府舞鶴市室牛(外部リンク) <https://blueberry-valley.com/>

★近畿農政局「ディスカバー農山漁村の宝」:近畿農政局 <https://www.maff.go.jp/kinki/keikaku/nousonshinkou/kasseika/dis2.html#dai9>



(右から) 株式会社Muroji-farm 代表取締役 児玉 亘さん、児玉 智子さん、吉田地方参事官



Blueberry valley Maizuru



ハーブ



ブルーベリーを使ったクラフトビール

近畿農政局「消費者の部屋」展示のご案内

近畿農政局では、消費者をはじめとした国民の皆様へ情報を提供するため「消費者の部屋」を開設し、これらの場所を活用して身近な食生活や、農林水産省の取組などをテーマとする展示を行っています。お近くにお越しの際は、ぜひお気軽にお立ち寄りください。

～近畿農政局での展示～

展示期間	テーマ	担当課等
3月2日(月曜日)～4月10日(金曜日)	知ろう!学ぼう!「食品表示」	消費・安全部米穀流通・食品表示監視課

「消費者の部屋」は近畿農政局正面入り口の北側に開設しており、入館手続きは不要ですので、お気軽にお立ち寄りください。展示期間、テーマ等について、変更する場合があります。

～他の会場での展示～

展示期間	テーマ	展示場所	担当課等
3月2日(月曜日) ～3月12日(木曜日)	SAVOR JAPAN	京都市東山区役所	経営・事業支援部 食品企業課
3月7日(土曜日) ～3月8日(日曜日)	知って楽しむ!地域の食と農	イオンモール久御山	消費・安全部消費生活課
3月10日(火曜日) ～3月15日(日曜日)	うちの郷土料理をもっと身近に!	奈良県立図書情報館	経営・事業支援部 食品企業課
3月16日(月曜日) ～3月27日(金曜日)	農業・農村関係人口創出の取組事例(奈良)	奈良市役所	奈良県拠点
3月18日(水曜日) ～3月25日(水曜日)	朝ごはんコンテストを開催しました!	京都堀川下長者町郵便局	消費・安全部消費生活課

【ウェブサイトアドレス】

「消費者の部屋」のご案内:近畿農政局ウェブサイト

<https://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/seikatu/tenji/index.html>



【お問い合わせ先】

近畿農政局 消費・安全部 消費生活課 担当者:「消費者の部屋」担当ダイヤルイン:075-414-9771

～最近の各種統計情報の公表について～

【年計調査】

- 2月27日 特定作物統計調査 令和7年産小豆、いんげん及びらっかせい(乾燥子実)の作付面積及び収穫量
- 2月25日 令和6年林業産出額
- 2月24日 令和7年産こんにゃくいもの栽培面積、収穫面積及び収穫量
- 2月20日 令和7年産茶の摘採面積、生葉収穫量及び荒茶生産量(主産県)
- 2月17日 令和7年産日本なし、ぶどうの栽培面積、結果樹面積、収穫量及び出荷量
- 2月10日 令和7年産春植えばれいしょの作付面積、収穫量及び出荷量
- 2月3日 令和7年産かんしょの作付面積及び収穫量
- 1月30日 令和7年産てんさいの作付面積及び収穫量(北海道)
- 1月27日 令和7年産もも・すももの栽培面積、結果樹面積、収穫量及び出荷量



【ウェブサイトアドレス】

「統計情報」農林水産省ウェブサイト <https://www.maff.go.jp/j/tokei/index.html>

近畿農政局京都府拠点からのお知らせ

近畿農政局京都府拠点では、メールマガジンを発行し、プレスリリース等の公表、農林水産施策の紹介等を行います。どなたでもご利用いただけますので、ぜひご登録ください。

【ウェブサイトアドレス】

<https://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/kyoto/mailmagakyo.html>



お問合せ先:近畿農政局京都府拠点

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL:075-414-9015

【ウェブサイトアドレス】 <https://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/kyoto/index.html>

